

霧島市民会館管理運営事業

霧島市民会館空気調和設備及びダクト設備改修

～ホール室内必要換気量確保対策～

市民環境部スポーツ・文化振興課

事業費：2,200 千円

1. 事業の概要

市民会館のホール内の換気は、エアハンドリングユニット及び屋外ダクトの老朽化により必要換気量が確保できず、建築基準法に基づく建築設備点検報告で「必要換気量不足」との指摘を受けている。

必要換気量を確保し、新型コロナウイルス感染症等に配慮した施設運営を行うために空気調和設備及びダクト設備の改修を行う。



2. 施設の現状

- ・ 建築年度 昭和 42 年 7 月
- ・ 大規模改修 平成 11 年 10 月
- ・ ホール客席数 1,050 席
(車椅子 6 席・親子室 12 席)
- ・ 年間利用者 平成 30 年度 61,300 人
平成 31 年度 53,690 人



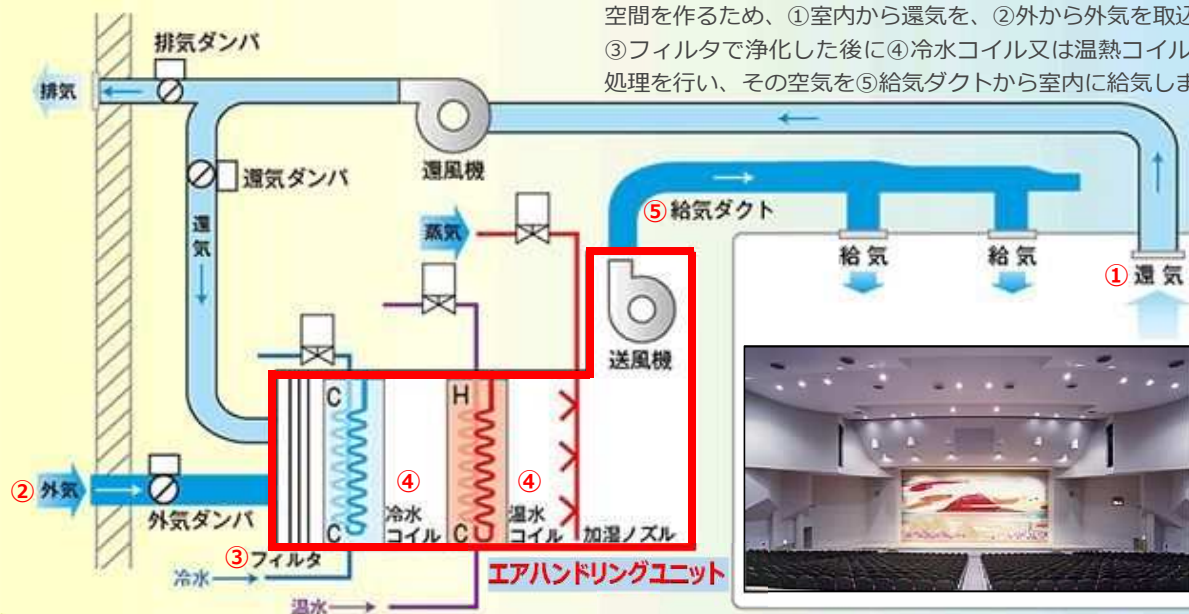
3. 事業内容

- ・ 空気調和設備の取替
(エアハンドリングユニット 4 台 [屋外設置分])
- ・ ダクト取替え (屋外部分のみ)

【事業内訳】

- ①実施設計業務委託料 2,200 千円
 - ②空気調和機設備及びダクト設備改修工事
- ※②は①の終了後に補正予算に計上する予定

エアハンドリングユニットは、環境基準を満たした快適な居住空間を作るため、①室内から還気を、②外から外気を取込み、③フィルタで浄化した後に④冷水コイル又は温熱コイルで熱処理を行い、その空気を⑤給気ダクトから室内に給気します。



デジタル音響ミキサー